

これまでの進展：現行のケイマン諸島実質的所有者制度に関する変更

本書はあくまでご参考のために英語で公表されたものを日本語に翻訳したものです。本書の正式言語は英語であり、その内容・解釈について差異が生じた場合には、英語版が優先します。

序論

ケイマン諸島の新たな実質的所有者制度は、2024年7月31日に施行されましたが、金融サービス・商業省（以下「本省」という）は、新要件の執行は2025年1月1日以降となる旨を正式に発表しています。今後、数千の企業が初めて実質的所有者制度の適用対象となる予定で、既に実質的所有者の詳細情報を提出している企業は、新規則に基づく報告要件を見直す必要があります。この新制度に違反した場合、多額の罰金が科される可能性があります。

背景

2023年11月24日、ケイマン諸島議会は、2023年実質的所有者透明性法（以下「本法」という）を可決しました。本法はその後、2023年12月15日に官報に掲載されました。

2024年実質的所有者透明性法、すなわち2023年の（開始）決定に従い、本法は2024年7月31日に施行されましたが、本省は、本法の執行は2025年1月1日以降となる旨を正式に発表しており、この日よりすべての適用対象法人がこれを遵守することが求められます。従来のケイマン諸島実質的所有者制度

（以下「旧 BOR」という）は事実上終了しており、本省は、追って通知するまで、実質的所有者情報の提出義務を一時的に停止し、適用対象となるすべての法人が新制度に備えるための時間を確保できるようにしています。

本法は、旧 BOR にいくつかの変更を加え、規制対象の投資ファンドに対するものなど、特定のコンプライアンス代替手段を提供するものであり、これについては前回の最新法務情報で概説しています¹。

2024年7月31日、ケイマン諸島政府は、実質的所有者の透明性に関する規則（2024年）（以下「本規則」という）を可決し、本省はまもなく、実質的所有者の透明性に関するガイダンスノート（以下「ガイダンスノート」という）の最終版を公表する予定です。本規則とガイダンスノートは共に本法に付随し、業界及びクライアントに対し、新制度の実際の適用に関する重要な詳細事項とガイダンスを提供するものです。

本法の適用対象となるお客様には、新制度がお客様（及びお客様が責任を負う法人）に及ぼし得る影響と、本法を遵守し続けるために2025年1月1日までに講じる必要のある措置について理解し、判断する上で参考となるよう、近日中にさらなるご案内を差し上げる予定です。

¹<https://maples.com/en/knowledge-centre/2024/03/cayman-islands-update-upcoming-fundamental-changes-to-beneficial-ownership-regime>

本規則の重要な側面の概要

本規則は、以下のような、本法によってもたらされた変更案の重要な側面を明確化し、さらに詳しく説明するものです。

「保留中」を示す単一のステータス

旧 BOR では、法人サービス提供者は、企業の実質的所有者登録簿に「照会中」又は「確認中」のステータスを表示することが可能でした。前者は、企業のステータス（適用対象か適用除外か）を判断中であつたり、実質的所有者の身元を特定中であつたりする場合に使用され、後者は、身元が特定された実質的所有者の特定の必要事項を確認中である場合に使用されていました。

この2つのステータスは現在、「保留中」という単一のステータスに統合されており、本規則ではこのステータスは以下のどちらかの状態を示すために使用されることになっています。

- (a) 法人が、登録義務のある実質的所有者が存在するかどうかを判断している最中である、又は
- (b) 法人が登録義務のある実質的所有者を特定しているが、その実質的所有者の必要事項すべてがまだ確認もしくは検証されていない。

多国籍

前回の最新法務情報でお伝えしたように、法人の実質的所有者登録簿に記載すべき必要事項は（その法人が「コンプライアンス代替手段」を適用できないと仮定した場合）、旧 BOR の下で義務付けられていたものとほとんど変わりませんが、2つの注目すべき例外があります。すなわち、法人は、(1)「実質的所有者」全員の国籍、(2)個人又は「報告義務のある法的主体」が法人を所有・支配している形態の詳細を記載しなければなりません。

実質的所有者の国籍に関して、1人の実質的所有者が複数の国籍を保有している場合、どのように記載すべきかが不明確でした。本規則では、法人の実質的所有者登録簿に記載する必要があるのは1つの国籍のみであることが明記されていますが、個人に

については、記載した国籍以外にも別の国籍を保有しているかどうかを示すことが求められています（ただし、そうした別の国籍を開示する必要はありません）。

記載される国籍は、法人のケイマン諸島法人サービス提供者による検証プロセスで使用されたものと同じである必要があります。

過料

本規則では、本法又は本規則の規定のいずれかに違反した場合に課され得る過料について詳細を定めています。本規則には、過料の決定及び不服申し立ての手続き手順についても詳述されています。

直接・間接保有

本規則は、他の法人を通じて直接的又は間接的に持分を保有することにより、その者が本法における実質的所有者の定義を満たすか否かを判断するためのルールについて明確化しており、この明確化も大いに必要とされるものです。

「過半株式」分析は、中間持株ビークルの小数株式を保有する者は一般的に登録義務のある者には当たらないことを踏まえて、どの間接所有者が登録義務のある実質的所有者に当たるのかを判断する際に重要です。この概念は旧 BOR とほとんど変わっていませんが、特に複雑な多階層の所有関係にある具体的な事実状況においては、引き続き慎重な分析が求められます。

次のステップ

旧 BOR の適用対象であつた法人は、本法が施行された現在も引き続き、実質的所有者報告義務を負います。したがって、そのような法人は、直ちに、新制度下での実質的所有者の分析方法を見直し、確認すると共に、新たに記載が義務付けられた必要事項を報告する必要があります。このような法人は、本法施行後に確実に本法を遵守できるよう、今すぐに措置を講じるべきです。

旧 BOR の適用対象外であつた法人（例：免除リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ及

び財団法人)、及びこれまで適用免除の恩恵を受けていた法人は、直ちに、本法に基づくコンプライアンス(遵守)要件を確認する必要があります。

適用対象となるすべての法人は、2025年1月1日までに確実に遵守義務を果たさなければなりません。

登録投資ファンドーコンプライアンス代替手段という選択肢

プライベート・ファンド法又はミューチュアル・ファンド法に基づき登録されたケイマン諸島の投資ファンドは、直ちに、以下のどちらを選択するかを決定するというステップを踏む必要があります。

- (a) コンプライアンス代替手段を利用する、又は、
- (b) 本法に基づき、実質的所有者登録簿を整備する。

留意すべき点として、規制の対象となるケイマン諸島の投資ファンドで、コンプライアンス代替手段の利用を希望する企業は、認可ファンド管理会社、又は規制法に基づいて認可もしくは登録され、かつケイマン諸島内に所在するその他の連絡担当者(企業の登録事務所代行サービス業者など)(以下「連絡窓口」という)の詳細な連絡先情報を提供することが求められます(連絡窓口は、登録機関の要求に応じて、24時間以内(又はその要求内容にそれよりも長い時間が示されている場合はその時間内)に実質的所有者情報を登録機関に提供します)。

Maples Group は、登録事務所代行サービスを提供する投資ファンドの連絡窓口として行動することができ、投資ファンドが登録機関から実質的所有者情報を要求された場合、制度の要件に従ってその要求に応じるためのプロトコルを確立しています。

上記の通り、当社では、適用対象となる法人が本法に基づくコンプライアンス(遵守)要件を確実に満たすために必要な事項についてさらに詳しくお伝えするため、近日中にお客様にご連絡を差し上げる予定です。

さらなるサポート

以上についてご質問等がございましたら、Maples Group の担当弁護士にご相談ください。

ケイマン諸島

Christopher Capewell

+1 345 814 5666

chris.capewell@maples.com

Julian Ashworth

+1 345 814 5413

julian.ashworth@maples.com

Patrick Head

+1 345 814 5377

patrick.head@maples.com

Philip Dickinson

+1 345 814 5410

philip.dickinson@maples.com

Tim Dawson

+1 345 814 5525

tim.dawson@maples.com

Anthony Mourginos

+1 345 814 5155

anthony.mourginos@maples.com

ドバイ

Manuela Belmontes

+971 4 360 4074

manuela.belmontes@maples.com

香港

Derrick Kan

+852 9384 9006

derrick.kan@maples.com

ロンドン

Heidi de Vries

+44 20 7466 1651

heidi.devries@maples.com

シンガポール

Michael Gagie

+65 9723 9872

michael.gagie@maples.com

2024年8月

© MAPLES GROUP

本書は、Maples Group のお客様や専門家の方々に一般的な情報のみを提供することを目的としています。本書の内容は、網羅的なものではなく、また法的な助言を行うものでもありません。